

兵庫県立がんセンター災害用備蓄食料等の確保に係る清涼飲料水用自動販売機 設置運営事業者の選定に係るプロポーザルの募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立がんセンターの指定場所において、災害用備蓄食料等の確保に係る清涼飲料水用自動販売機を設置運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年2月12日

兵庫県病院事業

兵庫県立がんセンター院長 富永 正寛

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立がんセンター災害用備蓄食料等の確保に係る清涼飲料水用自動販売機設置運営事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立がんセンター内的一部について行政財産使用許可を受け、清涼飲料水用自動販売機を設置運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

ア 所在地

明石市北王子町13番70号

イ 施設の名称

兵庫県立がんセンター

ウ 許可予定箇所の位置及び設置台数

募集要項に記載のとおり

(4) 行政財産の使用許可期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

ただし、病院の建替整備に伴い使用許可期間中であっても、当院の都合により使用許可を取り消す場合がある。

(5) 行政財産の使用料

ア 最低使用料

病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める使用料。

イ 價格提案に係る使用料

設置運営する自動販売機に係る売上実績額に一定の割合を乗じた額（ただし、売上実績が売上見込額を下回った場合は、売上見込額に一定の率を乗じた額。）。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績のある者

国、県、市町村庁舎や病院、図書館、美術館等の建物施設において、1年以上清涼飲料水の自動販売機を設置運営している者。

(2) 許認可等の取得者

販売に当たり、関係法令等の規定に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、それらを有すること又は事業者として選定後自らその手続きを行うこと。

(3) 欠格要件のない者

次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 兵庫県から指名停止措置を受けている者

イ 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

ウ 国税及び県税を滞納している者

エ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者

兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒673-8558 明石市北王子町13番70号
兵庫県立がんセンター 総務部経理課
電話 (078)929-1151

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年2月12日（木）から2月26日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 参加申込書

ア 提出方法

所定の参加申込書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和8年2月12日（木）から2月26日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、書留郵便又は民間事業者による書留郵便に準ずるものとし、令和8年2月26日（木）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参、電子メール又はファクシミリとする。

イ 受付期間

令和8年2月12日（木）から2月26日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

ウ 回答方法

令和8年3月2日（月）から3月4日（水）までの午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

なお、参加申込書を提出した者には、電子メールにより回答を送付する。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和8年2月12日（木）から3月4日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、書留郵便又は民間事業者による書留郵便に準ずるものとし、令和8年3月4日（水）必着とする。

※ 参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできません。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

- ① 企画提案書 7部
- ② その他、募集要項に定めるもの

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立がんセンター災害用備蓄食料等の確保に係る清涼飲料水用自動販売機設置運営事業者選定プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、兵庫県立がんセンターの指定場所における清涼飲料水用自動販売機設置運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

5 その他

(1) 留意事項

- ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
- カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、募集要項による。